

(別紙1)

田辺市川湯キャンプ場 過去3年の収支状況

区分		H 2 8	H 2 9	H 3 0	3ヶ年平均
利用者数(人)		7,200	7,883	6,737	7,273
収入	入場料ほか	6,765,200	7,434,800	5,871,881	6,690,627
	計	6,765,200	7,434,800	5,871,881	6,690,627
支出	仕入	78,560	86,400	0	54,987
	給与賃金	3,168,700	2,960,976	3,189,322	3,106,333
	法定福利費	230,205	213,550	0	147,918
	福利厚生費	118,253	120,358	0	79,537
	通信費	226,254	187,556	0	137,937
	広告宣伝費	0	0	0	0
	修繕費	270,000	125,000	125,000	173,333
	消耗品費	81,618	115,163	201,567	132,783
	支払手数料	324	648	0	324
	衛生管理費	48,600	48,600	108,400	68,533
	諸会費	20,000	27,000	27,000	24,667
	雑費	12,350	12,350	120,000	48,233
	燃料費	101,232	99,256	100,995	100,494
	光熱水費	608,285	815,381	679,003	700,890
	下水道使用料	105,558	114,000	114,000	111,186
	器具借料	0	0	0	0
	計	5,069,939	4,926,238	4,665,287	4,887,155
差引		1,695,261	2,508,562	1,206,594	1,803,472

※平成30年の台風災害による河川工事により、テント設営スペースが約200張から約80張に減少しています。

(別紙2)

田辺市川湯キャンプ場 施設設備等管理業務一覧

	業務分類	含まれる業務	頻度
1	清掃	館内・館外の一般清掃、床・窓ガラス等定期清掃	日常維持管理
2	廃棄物処理		日常維持管理
3	警備	機械警備（遠隔監視システムなどによる警備）等防犯設備	日常維持管理
4	建築	内外装・建具・構造部等点検	定期点検保守
5	外構	植栽維持管理、外構・工作物点検等	定期点検保守
6	消防・防災設備	消防・防災設備点検、非常電源設備等の保守	定期点検保守
7	受変電設備	受変電設備（保安含む）	定期点検保守
8	電話通信設備	電話設備、LAN設備	定期点検保守
9	電気その他設備	動力・電灯・配電盤・分電盤・避雷設備・配線等点検、日常維持管理は消防設備・受変電設備等も含めて対象	定期点検保守
10	給排水その他設備	ポンプ・湯沸し器・温水器等定期点検保守 貯水槽清掃・保守点検、飲料水水質検査 排水管清掃	定期点検保守
11	浄化槽等維持管理	浄化槽定期保守点検 必要回数 法定水質検査 必要回数 浄化槽清掃 必要回数	定期点検保守
12	その他	上記のいずれにも含まれないもの	定期点検保守 日常維持管理

【リスク分担表】

指定管理者と田辺市のリスク分担については、次のとおりです。○印が、リスク負担者です。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	田辺市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項(※1)	
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
不可抗力 (自然災害、争乱、暴動、 新型インフルエンザ等その 他の市又は指定管理者の何 れの責めにも帰すことので きない自然的又は人為的な 現象)	不可抗力に伴う施設、設備等の被害	○(※2)	
	不可抗力による業務の停止、業務の免除、指定管理の取消し	協議事項(※2)	
	不可抗力の発生に起因した指定管理者の増加費用リスク及び休業リスク		○(※2)
指定の取消し等に 伴う損害	指定の取消しに伴う指定管理者の損害		○(※3)
	指定管理者に帰すべき事由による事業継続不可能に伴う本市の損害		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生(不可抗力発生時も含む。)		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷	経年劣化によるもの(大規模修繕が必要なもの)	○	
	”(上記以外)		○
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(大規模修繕が必要なもの)	○	
””(上記以外)		○	
債務不履行	施設設置者(市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器の不備(指定管理者に起因するもの)又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用者等への損害		○
運営リスク	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	火災等(管理上の瑕疵によるものを除く。)に伴う運営リスク	協議事項	
火災保険加入	施設に対する火災保険の加入	○	
周辺地域・住民・ 利用者への対応	維持管理、運営における、利用者及び地域住民からの反対、要望、訴訟への対応		○
	指定期間内において指定取消しを受けた場合の利用者等に対する損害		○
申請コスト	申請に要する費用		○
調査	事業の実現可能性等の調査費用		○
資金調達	必要な資金確保		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
利用料等の管理	徴収又は収納した利用料、自主事業に伴う金銭の盗難や紛失		○
事業終了時の費用	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用及び引継ぎに必要な費用の負担		○

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(法令等の変更)

- ・法令の変更時には、まず市と指定管理者で責任分担について協議を行うこととします。
- ・施設の管理運営行為そのものに重大な影響を及ぼすものについては、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 不可抗力に係る対応

- ・不可抗力により、本業務の継続が困難になった場合又は本施設の供用ができなくなった場合には、業務継続の可否について協議を行うものとします。
- ・協議の結果、やむを得ないと判断された場合、指定取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行うものとします。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。
- ・不可抗力による取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害及び増加費用が生じても、市は、指定管理者に対する補償は原則として行いません。

※3 指定の取消しに係る対応

- ・問題発生時には、まず市と指定管理者で対応について協議を行うこととし、これに基づいて指定管理の取消しを行います。
- ・指定取消しに当たって指定管理者に損害及び増加費用が生じても、市は、指定管理者に対する補償は行いません。